

# 会 議 録

|                       |  |
|-----------------------|--|
| 第5回宮古島市教育委員会（定例会・臨時会） |  |
| 日 時                   | 平成24年8月27日（月） 午後2時00分 開会                           |
| 場 所                   | 教育長室（城辺庁舎）   |
| 出席委員名                 | 委員長 宮 國 博 委員 佐平博昭<br>教育長 川 満 弘 志 委員 下地由子           |
| 欠席委員名                 | 委員 佐和田 貴美子   |
| 説 明 員                 | 学校給食共同調理場長 伊良部 和則<br>生涯学習振興課長 砂川 隆                 |
| 事 務 局 員               | 教育部長 田場 秀樹 生涯学習部長 平良 哲則<br>教育総務課長 垣花 和彦 総務係長 松堂 英彦 |
| 欠席事務局員                |  |

| 議 案 等  | 件 名   | 結 果  |
|--------|---|------|
| 承認事項   | 前回会議録の承認  | 承認   |
| 報 告    | 教育長報告   | —    |
| 議案第31号 | 宮古島市教育委員会の任命に係る職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則について | 原案可決 |
| 議案第32号 | 宮古島市立学校職員に係る教職員評価システム苦情対応規程について                 | 原案可決 |
| 議案第33号 | 宮古島市学校給食における食物アレルギー対応実施要綱に                      | 原案可決 |

|        |                                   |      |
|--------|-----------------------------------|------|
|        | ついて                               |      |
| 議案第34号 | 宮古島市文化財の指定・認定・選定等基準の一部を改正する告示について | 原案可決 |
| 議案第35号 | 「大立大殿みゃーか」の市指定文化財への指定について         | 原案可決 |
| 議案第36号 | 宮古島市教育行政推進連絡会議設置要綱の制定について         | 原案可決 |
| 議案第37号 | 宮古島市教育委員会人事異動の承認について              | 原案可決 |
| その他    | 「教育条件・労働条件整備の改善についての要請」に対する回答について | 承認   |

|    |  |  |
|----|--|--|
| 備考 |  |  |
|----|--|--|

# 会 議 録

|        |   |
|--------|---|
| 宮國委員長  | <p>本日は、佐和田委員が台風の影響で伊良部からの船が出ませんので欠席となっていますが、委員5名の内4名の参加ですので半数以上の出席で成立でございます。</p> <p>それでは第5回の教育委員会定例会を開催します。</p> <p>それでは日程第1 承認事項です。前回の会議録の承認です。お手元に前回の会議録が届いているかと思えます。しばらく時間を置きますので、確認をお願いします。</p> <p>※字句の訂正あり。</p> <p>会議録については、ご意義がなければ承認をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p>                                      |
| 宮國委員長  | <p>それでは、前回会議録については、承認されました。</p> <p>では次に、日程第2 教育長報告です。教育総務課長の方から報告をお願いします。</p>   |
| 教育総務課長 | <p>※教育長報告(本日までの主な日程)について、読み上げて報告。</p>   |
| 宮國委員長  | <p>今報告のあったとおりでございます。確認をしたい部分がありましたらどうぞ。</p> <p>教育長報告はこれでよろしいですか。</p> <p>(はい)</p>  |
| 宮國委員長  | <p>では次いきます。日程第3 議案第31号宮古島市教育委員会の任命に係る職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則についてご提案をお願いします。</p>  |
| 教育部長   | <p>※議案第31号宮古島市教育委員会の任命に係る職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則について読み上げて提案。</p>   |
| 教育総務課長 | <p>では新旧対照表がお手元に配られているかと思えますのでご覧下さい。1ページです。これは大変申し訳ないのですが、3年ほど前に改正が全て行われておりまして、勤務時間との関係で市の職員の勤務時間は一週間の勤務時間40時間を38時間45分、それからそれまで60分の休憩をおくということでしたが、これも45分に改められております。</p> <p>市長部局の方の条例の改正、規則の改正は3年前に行われているのですが、教育委員会の職員の一部の職員に関する部分が改正されないままになっておりましたので、これをそのままにしておくのは問題があるということで、これを改めたいということで今回提案しました。</p> |

|        |   |
|--------|---|
| 宮國委員長  | 質疑ございませんか。  |
| 佐平委員   | これは学校の職員の話ですか。  |
| 教育総務課長 | <p>ここで言っているのは幼稚園職員。それから学校には市費（市の負担の職員）と、県費（県の負担の職員）がいるのですが、そのうちの市の職員。例えば図書館司書とか用務員とかそういう市の費用で負担している職員だけですね。</p> <p>宮古島市の職員ということでくくられてはいますが、ただ宮古島市の職員の中でも学校で勤務する職員、幼稚園で勤務する教諭がこのくくりに入ってくる。その部分だけを気づかずにそのまましていたということです。</p> |
| 宮國委員長  | <p>よろしいですか。</p> <p>それでは、議案第31号については、原案のとおり可決してよろしいですか。</p> <p>(はい)</p>  |
| 宮國委員長  | <p>ではこれで議案31号は可決されました。</p> <p>では、次日程第4 議案第32号宮古島市立学校職員に係る教職員評価システム苦情対応規程についてご提案をお願いします。</p>   |
| 教育部長   | <p>議案第32号宮古島市立学校職員に係る教職員評価システム苦情対応規程について、上記の議案を別紙のとおり提案する。提案理由沖縄県市町村立学校職員に係る教職員評価システムに関する規則第10条の規定に基づき、定期評価の結果に対する苦情の申し出及びその取り扱い並びに苦情を審査するための組織及び運営に関する事項を定める必要があるため本案を提出致します。説明については、学校教育課長の方からお願いします。</p>               |
| 学校教育課長 | <p>※議案第32号宮古島市立学校職員にかかる教職員評価システム苦情対応規程について読み上げて説明。</p>  |
| 下地委員   | <p>この評価システムが導入されてから苦情の申し入れというのはありましたか。</p>  |
| 学校教育課長 | <p>無いです。無いですがずっと県からは作りなさいという指導を受けておりました。</p>  |
| 宮國委員長  | <p>評価がずっと低い（例えば5段階のD評価）教員がいたとしたどうなるのか。</p>  |
| 学校教育課長 | <p>これは、あなたはDですよと判定されてそれで終わりです。</p> <p>例えばDがずっと続く職員は指導が不適切であるということで、別の形であがってくる。ずっとDが続くという事であれば指導が不適切ですよということになる。</p>   |

|        |  |
|--------|--|
| 教育部長   | D 評価をもらって不服を申し立てた時に審査会が D 評価ということ<br>を再度確認して本人にします。後は学校の方で指導・改善をしていく<br>ということです。   |
| 宮國委員長  | 流れが整理出来ました。これは学校長が出した評価について適正か<br>どうか判断するための規定ですね。   |
| 学校教育課長 | そうです。<br>もしかしたら学校長が間違っているかもしれないと言う場合の救済<br>措置です。   |
| 宮國委員長  | もちろん救済の時に利用されるというのがある訳ですね。   |
| 佐平委員   | 一次評価を教頭、その次に校長の評価。ややこしいような気がしま<br>す。教頭と校長は1つの学校の中で意見をまとめて上にあげるのに、<br>この苦情審査会には教頭、校長の両方から意見書があがってきますね。<br>学校からは1つだけでいいと思う。例えば教頭からあがった意見と校<br>長からあがった意見が違うこともある。どうも流れとしておかしいと<br>思う。 |
| 教育部長   | D 評価となって非常に難しい状態になっているかなという時にやっ<br>ぱり教頭の評価する視点と、校長の評価する視点とズレがあった時の<br>ことを想定している。   |
| 佐平委員   | そのズレがあった時に学校側の評価というのは、校長と教頭は見方<br>を1つにして学校側からあがってくる。その方が評価としてやりやすい<br>と思う。<br>学校現場と離れた人達が審査するわけなので、教頭と校長の意見が<br>違ってくると審査する側は答えを出しにくいと思います。   |
| 教育部長   | 非常に難しい問題かなと思います。D 評価という時に最終的な評価<br>は校長が評価するわけですから、再度教頭にいて話をして評価を変<br>えるというのではないと思う。  |
| 佐平委員   | これでは一次評価は教頭、最終評価は校長となっていますよね。学<br>校側は教頭と校長が話をして先生に対する評価を1つにして審査会に<br>あげないと別々にあがってきたときに審査会としてどういう判断をす<br>るのですか。   |
| 学校教育課長 | これは教職員評価システムの方式の問題だと思うのですが一次評価<br>者と最終評価者は評価は違っても構わないです。一次評価者の評価、<br>最終評価者の評価。校長の評価が当然いかされるわけですけど、教頭<br>の評価もあがってくる。  |
|        | 色んな視点で評価をしようという事で、一次評価、最終評価という<br>仕組みになっているのだと思います。  |

宮國委員長

この問題は、いわゆる人事評価。その人の人権に関わるような部分もあるので、基本的に多くの視点で評価しようということ。校長の評価だけではなく、教頭の視点でも評価して下さいということ。そういう意味では人物評価に関することですので非常に難しい仕組みになっている。

教育総務課長

第1条にあるとおり教職員の評価システムそのものは県がやっている事業なんですけど、それに対する苦情は市町村の教育委員会で対応して下さいということです。

宮國委員長

このシステムで悪い評価を受けた先生は努力をしてDからCになりなさい。あるいはCからBになりなさいというような個人の努力を促す為のシステム、評価なんだというようなとらえ方をしていく必要があります。

川満教育長

目標管理型の評価システムですから、学校の教育目標を実現する為に先生方一人ひとりが校長の意を体して具体的に自分の教科として、目標を実現させるのになんか出来ることは何ですかということを経験者が聞いている。それでもってこの先生は教育目標を実現させるために、私の立場としてはこういうことをやりますよということを書いて校長先生に出すわけですよ。そしたら校長先生はそれを見て、「あなたはこういう風に出したけれども、まだここが出来ていませんね」主に出来ているのはC評価ですよ、出来ていなければD評価ですよ。そういうものを見るためのものなんです。

モチベーションをあげるための評価といえる。

人物を評価するのではなく、目標を評価する。その先生が良い先生かどうかを評価するのではなく、その先生が立てた目標が実現出来ているかどうかというものを評価する。

具体的な目標が果たして出来ているかどうか。それが適切かどうか。駄目だったらまた修正をしていくとか、面談を通して修正して。その為のものなので、人を評価するのではなくて目標を評価する。

佐平委員

教育力を上げる為の1つの方法ということですね。

宮國委員長

色々議論が出ましたが、この流れがあるわけなので教員の資質の向上にもつながりますし、それから学校の教育目標に資するよう制度を利用するという形で考え方としては進めていいと思います。

それでは、議案第32号について、原案のとおり可決してよいですか。

(はい)

宮國委員長

議案第32号については、可決されました。休憩します。

(休憩)

宮國委員長

再開します。

それでは次は日程第5 議案第33号宮古島市学校給食における食物アレルギー対応実施要綱について提案をお願いします。

教育部長

議案第33号をお願いします。宮古島市学校給食における食物アレルギー対応実施要綱について 上記の議案を別紙のとおり提案する。提案理由、学校給食における児童・生徒の食物アレルギー対応について5カ所の調理場で統一した対応を講じる必要があるため本案を提出します。別紙要綱については学校給食共同調理場長の方から説明をお願いします。

学校給食共同調理場長

概要を説明します。先ほどお配りしました各調理場のアレルギー対応状況という資料をご覧ください。現在宮古島市立小中学校で13名の児童・生徒がアレルギー対応を受けております。平良の調理場で6名、平良の場合は調整献立表ということで、毎月の献立表にアレルギーの原因となる食品が含まれているものについて、書き加えて保護者と学校に配布して対応しております。子どものアレルギーの原因になる食品が含まれておれば、その献立から除いて食べて下さいということで対応しています。それから、城辺調理場は3名対応しております。これは去年までは学校で献立からイカ、カニ、卵とか除いて食べていたのですが、今回学校からも保護者からも、そういったのが無いということで前年度の栄養士から引き継いだということで、献立表に入れていないという対応をしています。上野では2人が受けておまして、除去食で対応しております。下地にはいません。学校からも保護者からも連絡がないということです。伊良部では2人受けておまして除去食で対応しております。今まで三カ所で除去食の対応。平良で詳細献立表対応。学校からもいろんな質問や要請がありましたので、今回要綱を作って統一した対応をしようということです。

※以下、実施要綱を読み上げて説明。

宮國委員長

現在、対象となる児童は宮古島市全体で13人ですね。これは対応しなければならない。

質疑ございませんか。

宮國委員長

それでは、議案第33号については、原案のとおり可決してよいですか。

(はい)

宮國委員長

議案第33号については、原案のとおり可決されました。

次、日程第6 議案第34号宮古島市文化財の指定・認定・選定等基準の一部を改正する告示についてご提案をお願いします。

生涯学習部長

はい、それでは宮古島市文化財の指定・認定・選定等基準の一部を改正する告示について。上記の議案を別紙のとおり提案する。提案理

|                 |   |
|-----------------|---|
|                 | <p>由、宮古島市指定天然記念物（植物）候補であるミヤコジマソウ及びミヤコジマハナワラビの指定について地域を定めず指定するには指定基準を改正する必要があるため、本案を提出します。別紙、宮古島市文化財の指定・認定・選定等基準の一部を改正する告示、宮古島市文化財の指定・認定・選定等基準の一部を次のように改正する。内容については生涯学習振興課長からお願いします。</p>   |
| <p>生涯学習振興課長</p> | <p>この件につきましては、今のミヤコジマソウとミヤコジマハナワラビを文化財指定に持ってきてきたいということです。その前に今提案しております選定基準の一部を改正する必要があるということです。これまでの基準の「植物の自生地」という所を、「植物若しくはその自生地」と改めるとということです。これまでの植物の自生地ということになりますと、地域だけを定めてしまうことになりますので、地域だけを定めた場合に別の鑑賞用にとか観光客とか興味あるものがその自生地から、その植物を採取したり持ち帰った場合でも別の所から取ってきたよというような話になってくるとこれが規制出来ないということになりますので、この植物自体を指定しようということの提案でございます。これは現在されているのがイラブナスビの方も指定を地域を定めずということでの指定がされております。この基準の中にそれが無かったものですから、今回このような形で「植物若しくはその自生地」ということにして、その植物自体を指定しようということです。</p> |
| <p>宮國委員長</p>    | <p>宮古島の貴重な天然記念物を守る為の改正でございます。</p> <p>それでは、議案第34号について、原案のとおり可決してよいですか。</p> <p>(はい)</p>   |
| <p>宮國委員長</p>    | <p>議案第34号は原案のとおり可決されました。</p> <p>それでは、日程第7 議案第35号 「大立大殿みゃーか」の市指定文化財への指定についてご提案をお願いします。</p>   |
| <p>生涯学習部長</p>   | <p>議案第35号。「大立大殿みゃーか」の市指定文化財への指定について。上記の議案を別紙のとおり提案する。提案理由、「大立大殿みゃーか」は宮古島市文化財保護審議会より、宮古島市文化財の指定基準を満たしているとの答申を受けており、宮古島市指定史跡として文化財指定したいので、本案を提出します。</p>   |
| <p>生涯学習振興課長</p> | <p>別紙の方で答申とありますが、実は既に昭和63年2月13日に、当時の教育委員会、審議会の方から委員長の方に答申がされております。20年以上もかかっているのですが、当時その大立大殿みゃーかの土地の所有者が南西里字会ということで、教育委員会の方では、その南西里字会の方の同意をとった所なのですが、その後、他何名という所有者が出てきまして裁判の闘争がありました。それがずっと続いていてここは都市計画道路の方にもかかっていた土地でございます、その部分が解決出来たのが今から3年前。平成20年に裁判所の方から通知があがってきて、ようやく工事の執行が出来る段階になりました。</p>   |

た。それに基づいて、その大立大殿みゃーかの方も指定に向けて今審議をお願いする所です。ですから答申自体は当時の答申書がいきいているということですね。今回はだいぶ年月もたっていますので、現況の方だけを説明したいと思います。

※答申の内容を説明。

宮國委員長

研究の裏付けには、非常に大事な場所となっています。

それでは、議案第35号については、原案のとおり可決してよいですか。

(はい)

宮國委員長

議案第35号については、原案のとおり可決されました。

次、日程第8 議案第36号 宮古島市教育行政推進連絡会議設置要綱についてご提案をお願いします。

教育部長

議案第36号宮古島市教育行政推進連絡会設置要綱について。

※設置要綱を読み上げて提案。

宮國委員長

新たに推進連絡会議を設置しようという提案でございます。これは教育長からの提案でございます。その趣旨については、教育行政の連携を強化するということです。年5回定例はもたれます。

構成員は一般行政部局からは4名、教育委員会から教育長含め7名の委員が出席して、教育行政の円滑な連携が図れるとういうことでございます。

それでは、議案第36号については、原案のとおり可決してよいですか。

(はい)

宮國委員長

議案第36号については、原案のとおり可決されました。

次、日程第9 議案第37号 宮古島市教育委員会人事異動の承認についてご提案をお願いします。

教育部長

第37号 宮古島市教育委員会人事異動の承認について。上記の議案を別紙のとおり提案いたします。提案理由、人事異動について承認を求める必要があるため、本案を提出いたします。

※人事異動の内容について説明。

宮國委員長

それでは、議案第37号については、原案のとおり可決してよいですか。

|        |  |
|--------|--|
| 宮國委員長  | <p>(はい)</p> <p>議案第37号については、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第10その他「教育条件・労働条件整備の改善についての要請」に対する回答についてご説明をお願いします。</p>  |
| 教育総務課長 | <p>これにつきましては、前回の委員会で要請が出ていることを委員の皆さんに報告をしてあります。その中で教育長の方から回答については委員の皆さんにも報告をした上で確認を頂いた上で回答したいということでしたので、回答文を準備して提案をしております。</p> <p>要請への回答については、これでよろしいですか。</p> <p>(はい)</p> <p>それでは、要請への回答については了承されました。</p> <p>以上で本日の会議は終了いたします。おつかれさまでした。</p> |